

議案第16号

羽曳野市立青少年児童センター条例の一部を改正する条例  
の制定について

羽曳野市立青少年児童センター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年2月28日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

## 提 案 理 由

青少年児童センターの運営について審議する羽曳野市立青少年児童センター運営委員会を設置するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立青少年児童センター条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

羽曳野市立青少年児童センター条例(昭和59年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(センター運営委員会)

第8条 センターの運営について審議するため、センターに羽曳野市立青少年児童センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会委員	日額 20,000円	上記に同じ
----------------------	------------	-------

」を

「

羽曳野市史跡古市古墳群整備検討委員会委員	日額 20,000円	上記に同じ
羽曳野市立青少年児童センター運営委員会委員	日額 7,000円	上記に同じ

」に改める。



特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
省略			省略		
羽曳野市史跡古 市古墳群整備検 討委員会委員	日額 20,000 円	上記に 同じ	羽曳野市史跡古 市古墳群整備検 討委員会委員	日額 20,000 円	上記に 同じ
羽曳野市立青少 年児童センター 運営委員会委員	日額 7,000 円	上記に 同じ			
羽曳野市立児童 館運営委員会委 員	日額 7,000 円	上記に 同じ	羽曳野市立児童 館運営委員会委 員	日額 7,000 円	上記に 同じ
省略			省略		